身体的拘束等適正化のための指針

株式会社エイドネットワーク

会社における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の人権を脅かし、自由を奪うものです。当社は、利用者一人ひとりの意思や人格を尊重し最適な支援を行っていくことで日々の生活に意欲を持つことができるよう、役員および従業員が一丸となって身体拘束廃止に取り組み、身体的・精神的な圧力をなくした業務を実施していきます。

緊急やむを得ない場合の例外三原則

当社では例外的に以下の３つの要素全てを満たした場合に限り、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

① やむを得ず身体拘束を行う場合には、上記３つの要件を満たしたことを現場にいる複数の職員が確認し管理者の合意を必要とする。
また、家族ならびに利用者代理人等に連絡し同意を得た上で、拘束に至った経緯、実施日時、拘束の時間、内容等をなるべく詳細に記録し合意職員全員の署名をし保管する。。
② 身体的拘束を行った際は少なくとも 30 分に１度は利用者の様子を確認する。
③ 記録は「身体的拘束等適正化委員会」に提出する。

身体的拘束適正化委員会その他社内の組織に関する事項

① 身体的拘束等適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置し、毎月開催します。
なお、定期開催に関わらず、必要時には随時開催をするものとします。
② 委員会は管理者会議構成員により構成され、責任者は社長が務めます。
③ 必要時に開催する委員会に構成員の過半数が出席できない場合に限り参加委員のみで検討・決定をし、その結果を全委員で共有する。
④ 委員会は以下の項目について検討・決定します。
・身体的拘束廃止に向けて社内の現状把握と改善点の検討
・身体的拘束が行われた際の状況報告書の内容を確認し適正に行われたか判断する
・全職員に対して行う身体的拘束廃止に向けた研修の策定および指導
・その他身体的拘束に関して必要な事項

身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

適正化を図るため、定期的な職員研修を行います。

① 研修を年１回以上実施

② 新規採用職員に対する研修の実施

③ その他、必要な研修・職員研修の実施（外部研修を含む）

社内で発生した身体的拘束等の報告に関する基本方針

① 身体的拘束の内容、目的、理由、拘束時間または実施時間帯、期間、改善・解除に向けた取り組み方法を利用者本人・ご家族（代理人）に説明し、充分な理解が得られるように努めます。

② 身体的拘束の実施同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、その理由および利用者の状態をご家族（代理人）へ説明し、再度同意を得た上で実施するものとします。

身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

① 緊急やむを得ず、身体的拘束の実施を検討しなければならなくなった際は、身体的拘束適正化検討委員会を開催する。

② 委員会において身体的拘束を実施することによる利用者の心身への影響、拘束を実施しない場合のリスクを検討する。その際、「緊急やむを得ない場合の例外三原則」全てを満たしているかどうかについて確認する。

③ 身体的拘束を実施せざるを得ないと判断した場合、身体的拘束の必要理由、内容（方法）、時間帯、実施期間（開始から解除予定）について検討し、ご家族（代理人）に対する「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明・同意書」を作成する。

④ 実施にあたり、ご家族（代理人）に対し、「社内で発生した身体的拘束等の報告に関する基本方針」に則り説明し、同意を得た上で実施するものとする。

⑤ 身体的拘束実施時はその態様、日々の心身等の観察内容等を記録する。

⑥ 身体的拘束を継続する必要がなくなった際は速やかに解除するものとする。その際はご家族（代理人）に報告する。

利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は公表し、利用者、ご家族、職員等がいつでも自由に閲覧できるものとする。

その他身体的拘束等の適正化推進のために必要な基本方針

身体的拘束をしないサービスを提供していくためには、各サービスに関わる職員全体が以下の点に対し共通認識を持つことが重要である。

① 職員不足を理由に安易な身体的拘束実施は行わない。

② 事故及び法的責任の回避のための身体的拘束実施は行わない。

③ 身体的拘束を検討、実施する前に拘束をしない対応の検討、協議を最優先する。

④ 身体的拘束の要因になりえる社内環境の改善、利用者の個々の疾患及び心身の特性を理解し、基本に沿った介護を充実させることで、利用者が利用しやすいサービス提供を行う。

令和　４年　２月　９日　作成